○公　告

聴聞の実施について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第41条第１項、第２項及び第４項の規定により、聴聞を次のとおり実施する。

令和８年11月26日

愛媛県公安委員会委員長　小　野　雄　史

１　聴聞の日時

令和８年12月４日（金）午後２時

２　聴聞の場所

松山市南堀端町２番地２　愛媛県警察本部２階　聴聞室

３　聴聞の事案番号

令和８年公委生環第1390号